

【 「甲府市暮らしの便利帖」官民協働発行業務 】

ヒアリング実施要領（別紙１）

平成３０年７月

甲府市

シティプロモーション課

1. 趣旨

提案者による企画提案書に基づく補足説明、質疑応答の機会としてヒアリングを実施する。

2. 内容

(1) ヒアリングの具体的な内容として、以下の2点を予定している。

① 補足説明（20分程度）

企画提案書に関する補足説明等を行うこと。

② 質疑応答（20分程度）

企画提案書及び企画提案書の補足説明について質疑応答を行う。

3. 日程

(1) ヒアリング

平成30年8月9日（木）を予定

※詳細は企画提案書等提出期限後に、企画提案事業者あてに通知する。

4. 出席者

ヒアリングに出席する者は、当該業務に直接携わる者であること。他の出席者は認めない。

また、ヒアリングにおいては業務実施責任者が説明すること。

出席可能人数は各企画提案事業者について最大4名までとする。

5. 議事録

ヒアリングにおいては、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を提出すること。

なお、議事録は、契約事項の一部となることに留意すること。

6. 機器等

説明用のパソコン、配布資料等は提案者にて準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で用意する。

以上